

営業所技術者等の兼務について

令和 7 年 3 月 7 日
西条市財務部契約課

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の一部改正に伴い、令和 6 年 12 月 13 日以降は、工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で配置すべき建設工事について、建設業法第 26 条の 5 による営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）が当該営業所及び当該建設工事の工事現場の状況の確認等の職務を情報通信技術の利用により行うため必要な措置が講じられる等の要件に該当する場合には、専任を要しないこととされ、**1 現場**まで監理技術者等を兼務することが可能となった。

これにより、営業所技術者等を工事現場に専任で置くべき監理技術者等と兼務させる場合の兼務要件、工事現場の範囲及び手続き方法等を次のとおり規定し運用することとする。

1 兼務対象工事

(1) 各建設工事の請負金額が 1 億円（税込）未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。

※公告文等で兼務を認めない旨を明示している案件は除く。

(2) 国、愛媛県及び西条市が発注する工事であること。

(3) 工事の現場が西条市内であること。

2 営業所技術者等による監理技術者等の配置要件

営業所技術者等による監理技術者等の配置を行う場合は、以下の(1)～(8)の要件を全て満たすこと。

(1) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

(2) 営業所から当該工事現場の距離が、一日の勤務時間に巡回可能なものであり、かつ移動時間がおおむね 2 時間以内であること。

(3) 当該建設工事の下請次数が 3 を超えていないこと。

- (4) 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員という。）を当該建設工事に置くこと。
- ※当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を置くこと。
- (5) 当該工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。
- (6) 当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。
- (7) 監理技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- (8) 営業所技術者等が、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

詳細については「監理技術者制度運用マニュアル」をご確認ください。

国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html

3 兼務のための事務手続きについて（提出先：西条市財務部契約課）

西条市発注の一般競争入札に参加する場合

兼務を希望する場合は、入札参加申込み時に、「営業所技術者等の兼務予定届」（様式第1）を提出する。落札した場合は、契約日までに「営業所技術者等兼務届」（様式第2）及び「人員の配置を示す計画書」を提出する。

4 注意事項

- (1) 西条市発注工事において、「西条市低入札価格調査制度要綱（平成28年西条市訓令第4号）」に基づく調査を経て落札した案件の監理技術者等については、他の工事を兼務することはできない。

- (2) 24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な維持管理工事及びその他発注者が監理技術者等の専任を要すると判断する場合は兼務することができない。
- (3) 入札公告、特記仕様書等に監理技術者等の兼務を認めない旨の表記がある場合は兼務することができない。
- (4) 工事途中で、変更契約後の請負金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合、下請次数が3を超えた場合など兼務の要件を満たさなくなった場合は、それ以降、監理技術者等を工事ごとに専任で配置しなければならない。
- (5) 手続き書類の記載内容に虚偽があった場合、建設業法等で規定する要件を満たさなくなった場合若しくは兼務することにより現場の施工体制に不備が生じ、又は不良な工事となった場合は、当該兼務の取り消し、契約解除、工事成績評定への反映及び入札参加資格停止措置等の対象となるので注意すること。
- (6) 営業所技術者等と現場代理人の兼務は認めない。
- (7) 営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法26条第3項ただし書（現場技術者の兼務）を併用することはできない。
- (8) この運用基準に定めのない事項については、監理技術者制度運用マニュアルによるものとする。

営業所技術者等の兼務予定届

年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

◎落札したときは契約日までに「兼務届」及び「人員の配置を示す計画書」を提出すること

1. 兼務を予定している営業所技術者等

氏名		生年月日	
配置されている営業所の名称及び所在地	名 称 所在地		

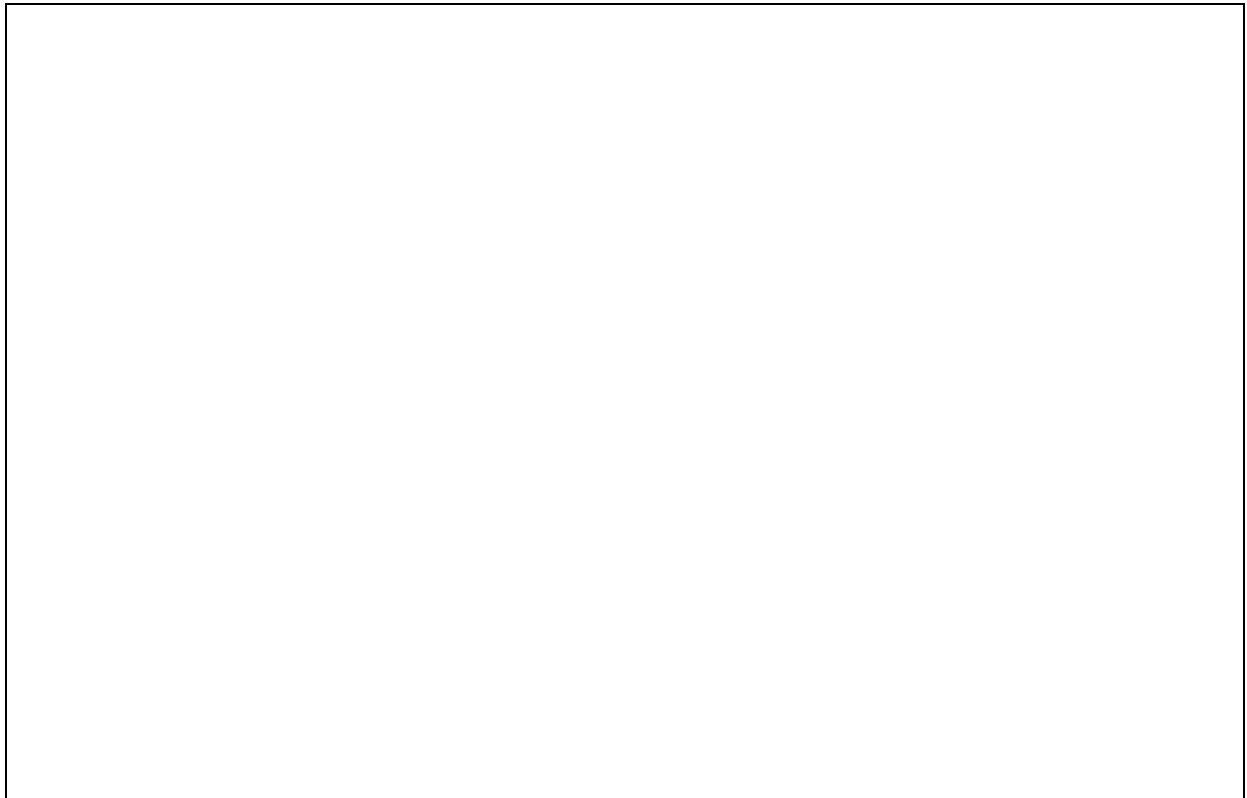
2. 兼務を予定している工事

開札予定日	年 月 日	請負金額・予定価格	
発注機関			
工事名			
工事場所			
工期	年 月 日 ～ 年 月 日		
施工体制の確認方法		情報通信機器	
連絡員氏名		連絡員所属会社名	

- ※未契約の場合は、「開札予定日」及び「予定価格」を記入し、工期の始期は空白とすること。
- ※「施工体制の確認方法」は、現場作業員の入退場が遠隔から確認できる情報通信技術の名称（建設キャリアアップシステム等）を記入すること。
- ※「情報通信機器」は遠隔の工事現場の状況を確認するための機器名（スマートフォン、WEB会議システム等）を記入すること。
- ※「連絡員氏名」は当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を記入すること。

（裏面に続く）

3. 兼務箇所図



- ※) 地図等を使用し、枠内に営業所の所在地と工事箇所を記載するとともに、現場相互の最も近い地点の移動時間を明記すること。
- ※) 兼務箇所図は別途添付しても差し支えないものとする。

営業所技術者等兼務届

年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

下記工事について営業所技術者等を監理技術者等と兼務配置したいので届け出ます。
工事の施工に当たり、関係法令等を遵守し、安全・工程・現場管理に万全を期し、
万一、兼務が適当でないと判断された場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。
なお、下記に記載した内容は事実と相違ないことを誓約します。

営業所技術者等氏名				生年月日	
兼務工事	工事名				
	工事場所				
	請負金額		監督員		
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日			
	現場代理人	氏 名		生年月日	

◎「人員の配置を示す計画書」を添付すること

※工期の始期、監督員等が未定の場合は空白とすること。

省令^{※1}17条の2又は17条の5に基づく人員の配置を示す計画書

対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
------	---------------	--

建設業者	名称 (イ ^{※2})					
	所在地 (イ)					
主任技術者 又は監理技 術者 (営業所技 術者又は特定営業 所技術者)	氏名 (ロ)					
	所属営業所名 (ロ)				※17条の5の場合のみ記載	
	一日平均の 法定外労働時間 (ハ)	見込み時間		実績時間		

建設工事 1	工事名称 (＝(1))											
	工事現場所在地 (＝(1))											
	契約締結営業所 (＝(1))	名称						※17条の5の場合のみ記載 ※上記所属営業所と同じである必要				
		所在地										
	建設工事の内容 (＝(2))							※法別表第1上段のどれか				
	請負代金の額 (＝(3))							※1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）である必要				
	移動時間 (＝(4))							※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要				
	下請次数 (＝(5))							※3次以内である必要				
	工事現場の施工体制の確認方法 (＝(7))											
	情報通信機器 (＝(8))											
	連絡員 (＝(6))	氏名										
		所属会社										
実務の経験 ※土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載 ※実務の経験は1年以上である必要		工事名称	期間									
				年	月	～			年	月		
				年	月	～			年	月		
		合計									年	

建設工事 2	工事名称 (ニ(1))												
	所在地 (ニ(1))												
	建設工事の内容 (ニ(2))										※法別表第1上段のどれか		
	請負代金の額 (ニ(3))		※1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）である必要										
	移動時間 (ニ(4))		※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要										
	下請次数 (ニ(5))		※3次以内である必要										
	工事現場の施工体制の確認方法 (ニ(7))												
	情報通信機器 (ニ(8))												
	連絡員 (ニ(6))		氏名										
			所属会社										
			実務の経験 ※土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載 ※実務の経験は1年以上である必要	工事名称	期間								
						年	月	～		年	月		
					年	月	～		年	月			
合計					年		月						

※1：建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

※2：省令（17条の2第1項第5号又は省令17条の5第1項第5号）の該当する号等、他同じ

以上